

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和4年2月18日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	三津保育所給食配送業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13030086
(3) 物品委託役務内容	風早保育所において調理した給食及び食器等を受注者が手配し運行する車両により安芸津支所に配送し、給食終了後に回収を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和5年3月27日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	風早保育所及び安芸津支所
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	運搬>貨物運送
イ	法令等による登録等	次のいずれか ・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。 ・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第36条に基づく貨物軽自動車運送事業の届出をしていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

なし

#### 4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和4年2月18日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和4年2月18日～ 令和4年3月11日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和4年2月18日～ 令和4年2月28日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 こども未来部 保育課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0934 /ファックス番号 082-422-6669 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和4年3月3日～ 令和4年3月11日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和4年3月9日～ 令和4年3月10日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和4年3月11日 午後2時50分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場ですぐの入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

#### 5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

##### (1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

#### 6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

## 三津保育所給食配送業務 仕様書

### 1 業務名 三津保育所給食配送業務

### 2 配送業務実施期間

契約締結日の翌日から令和5年3月27日まで

### 3 履行場所

風早保育所及び安芸津支所

### 4 業務概要

風早保育所において調理・食缶詰めされた給食及び食器を受注者が手配した配送用車両に積み込み、安芸津支所（三津保育所仮移転場所）に搬送する。

また、給食終了後に、安芸津支所から食缶等を回収し、風早保育所に搬送する。

### 5 事前準備

受注者は、契約締結日の翌日から令和4年5月14日までにおいて、次の事項を実施するものとする。なお、事前準備に係る費用は受注者の負担とする。

- (1) 給食の配送に必要な人員及び配送用車両の確保
- (2) 履行場所及び配送経路の確認
- (3) 実際に使用する配送用車両及び運搬物を用いての試験配送

### 6 業務実施

#### (1) 業務日

ア 業務日は、三津保育所の給食（昼食及びおやつ）の実施日とする。

令和4年6月6日（月）から令和5年3月11日（土）まで（日曜日、祝日及び12月29日から翌1月3日までの期間を除く）を予定している。

イ 行事等により、給食の提供を行わない日が生じる場合は、14日前までに発注者が受注者に通知するものとする。

ウ 給食実施日当日の天候等により、急きょ、三津保育所が臨時休所となる場合等は、可能な限り早く発注者が受注者に連絡する。

(2) 配送時間及び作業内容

時間	内容 (昼食)	時間	内容 (おやつ)
10:40	風早保育所到着	14:25	風早保育所到着
	食缶引渡し		食缶引渡し
10:45	風早保育所出発	14:30	風早保育所出発
11:00	安芸津支所到着	14:45	安芸津支所到着
	食缶引渡し		食缶引渡し
12:30	安芸津支所到着	15:40	安芸津支所到着
	食缶引渡し		食缶引渡し
12:35	安芸津支所出発	15:45	安芸津支所出発
12:50	風早保育所到着	16:00	風早保育所到着
	食缶引渡し		食缶引渡し

※ 保育所の運営や調理の進行状況等により、保育所職員から、若干の時間調整や作業の一時停止等に係る指示があった場合は、その指示に従うこと。

※ 到着予定時刻に遅れる事由が発生した場合等は、速やかに到着先の保育所に連絡し、臨時の指示を受けること。

(3) 配送物

ア 昼食

140 食缶 (345mm×305mm×247mm)、100 食缶 (345mm×305mm×190mm)、  
フードコンテナ(405mm×283mm×93mm)、汁食缶 (内径 240mm×深さ 240mm)、  
P P 油脂箱 (573mm×386mm×130mm) × 3 箱

イ おやつ

フードコンテナ(405mm×283mm×93mm)、汁食缶 (内径 240mm×深さ 240mm)、  
P P 油脂箱 (573mm×386mm×130mm) × 3 箱

(4) その他

食缶の引渡し時に、保育所間の連絡用書類等の配送依頼があった場合等、本業務に  
付帯する依頼については対応すること。

## 7 業務管理

### (1) 履行管理

- ア 受注者は、業務従事者の中から業務責任者を1名選任し、発注者に通知するとともに、業務の円滑な実施について、発注者との連絡調整や業務従事者に対する指導監督を行わせること。なお、業務責任者に事故があるときに備え、又は欠けたときにその職務を代行する副責任者を1名選任し、事前に発注者に通知しておくこと。
- イ 非常時に備え、業務実施責任者を筆頭とする携帯電話等の即時対応が可能な方法による連絡体制を整え、発注者に届け出ておくこと。
- ウ 業務従事者の病欠、欠勤等による業務遅延が発生しないよう、予め代替業務従事者を確保しておくこと。
- エ 受注者は、運行記録簿（様式は自由だが、月単位とする）を作成すること。運行記録簿には、業務日において、車両が受注者の営業所等を発着した時刻、安芸津支所及び風早保育所の発着時刻、及び、配送中の異常の有無等を記載すること。
- オ 業務従事者は運行記録簿を携行し、食缶等の引渡し時に、保育所職員による確認を受けること。

### (2) 業務従事者の衛生管理

- ア 受注者は、毎日の業務開始前、その日に業務に就く業務従事者（代替業務従事者を含む。以下同じ。）全員に対して健康チェック（アルコール探知機によるアルコールチェックを含む。）を行うこと。
- イ 受注者は、業務従事者に衛生管理に関する教育を継続的に行い、常に食品の衛生的な取り扱いができるよう指導すること。
- ウ 受注者は、業務従事者が健康診断や感染症に係る検査等により異常値や陽性反応が見受けられる場合、又は、現に下痢、発熱、腹痛、嘔吐、皮膚病等の感染性疾患に罹患等している若しくはその疑いがあることにより、食品衛生上、本業務に支障を来すおそれがあると認められる場合は、本業務に従事させないこと。
- エ 業務従事者は、食品の運搬に適した清潔な服装（毎日洗浄）を着用すること。
- オ 業務従事者は、食缶等に直接接触れるときは手袋（使い捨てで清潔なもの）を着用し、アルコール等により消毒すること。
- カ 業務従事者は、業務中は、アクセサリ等は着用しないこと。また、取れ落ちる危険のある装飾物のついた衣服も着用しないこと。
- キ 業務従事者は、履行場所において喫煙は行わないこと。

### (3) 配送用車両等の管理

ア 配送用車両は、必要な日常点検を実施し、異常が発見された場合などは、速やかに修理又は予備車の手配等、業務に支障が出ないよう受注者の負担と責任により対応すること。なお、発注者が車両の整備不良等が発見した場合は、受注者の負担と責任によりその取換又は修理を命ずることができるものとする。

イ 配送用車両は、常に清潔に保ち、荷室内部に異物や損傷箇所等がないよう常に点検すること。

ウ 配送用車両の荷室内部や台車において食缶等が直接触れる箇所については、毎日、アルコール等により消毒すること。

エ 汁物等がこぼれ、荷室が汚れた場合は、直ちに清掃を行うこと。

### (4) 非常時の取扱い等

ア 調理器具の故障その他の事由により、風早保育所において必要な給食数を確保できず、他保育所からの配送その他臨時的な措置が必要となった際は、契約内容の変更について双方協議を行うものとする。

イ 業務中に生じた受注者の責めに帰すべき事由に起因する交通事故その他の事故によるすべての損害（給食の損害含む）・賠償責任は受注者の負担とする。

ウ 交通事故等が発生した際は、業務従事者は運転手としての緊急措置義務及び警察への報告義務等を優先した後、事故報告を速やかに業務責任者を通して発注者に報告すること。

エ 発注者は、繰り返し指導したにも関わらず業務従事者の技能不足又は態度不良等に対する改善が見られないときは、受注者に対して業務改善を命ずることができる。

## 8 受注者の費用負担

本業務において受注者が負担すべき費用は次のとおりとする。

- (1) 車両の取得及び維持管理等に要する費用
- (2) 車両の燃料費、清掃その他運行に関する費用
- (3) 業務従事者の健康診断、検査等の費用
- (4) 業務従事者の服装に関する費用
- (5) 業務従事者の給与、福利厚生等一切の人件費
- (6) その他、本仕様書において定める連絡、報告書等の提出に係る諸経費等

## 9 委託料の支払い

(1) 本業務は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額 (円)	支払種別
6月から2月までの各月履行分	円	部分払
3月履行分	円	完了払

(2) 部分払の額は、契約金額を10で除した額（当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、完了払の額はその残額とする。

(3) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

(4) 履行報告には、当該履行区分の期間に係る運行記録簿を添付しなければならない。

## 10 リスク管理区分

発注者と受注者の主なリスク管理区分は、次のとおりとする。

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		発注者	受注者
事業の中止・延期	発注者の指示によるもの	○	
	受注者の事業放棄・破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
計画変更	発注者の指示による変更	○	
	受注者の要求による変更		○
運営経費	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	受注者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

## 11 その他

(1) 発注者が必要と認めた場合には、各種資料（業務従事者の勤怠管理、運転免許の保持又は確認状況、車両の維持管理状況等）の提出を求め、又は立入検査等を実施するものとする。

(2) 配送経路上における通行規制については、受注者が関係機関に対し必要な申請を行い、通行許可を受ける等により業務に支障のないようにすること。

(3) この仕様書は、業務の概要を示すものであり、本業務の目的を達成するために発注者が必要とする軽微な作業については、この仕様書に示されていない事項であっても、発注者の指示により、契約金額の範囲内で行うものとする。

(4) この仕様書に示されていない事項で、疑義が生じた場合には、双方で協議する。

## 12 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市こども未来部保育課保育環境整備係

電話 (082) 420-0934

FAX (082) 422-6669

安芸津支所（三津保育所仮移転場所）







風早保育所





車両が進入できるのはここまで



受渡し場所  
(調理室前)